

令和元年度第5回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和2年1月30日（木）14：00～15：30

2. 場 所：エコ計画浦和ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

大野 政子	利用者家族
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
上高原 裕一	保健福祉局福祉部障害支援課
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
坂口 真樹	保健福祉局長寿応援部介護保険課
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
高橋 敏朗	社会福祉法人ハッピーネット
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
蓮見 実	浦和区健康福祉部保健センター
町田 孝良	保健福祉局福祉部
雪竹 伯宏	特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

青木 宏之	埼玉運輸支局
大堀 充雄	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
柳 政男	埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 ともに生きる会
- ・ 特定非営利活動法人 ねこちぐら
- ・ 特定非営利活動法人 愛風
- ・ 社会福祉法人 みぬま福祉会

(2) 旅客から收受する対価の変更申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのっく

3 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

4 閉 会

【配付資料】

○令和元年度第5回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和元年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和元年度第5回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ともに生きる会）

○資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ねこちぐら）

○資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 愛風）

○資料4 更新登録申請書（社会福祉法人 みぬま福祉会）

○資料5 対価変更申請書（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのっく）

○資料6 軽微な事項等の変更について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ともに生きる会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ともに生きる会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤委員 対価の設定の部分ですが、生活サポート事業を実施されている事業者が申請団体の中では割と多いが、ともに生きる会さんの場合は生活サポート事業による福祉有償運送は実施していないのでしょうか。そもそも生活サポートは適用されていないのでしょうか。

事業者 生活サポート事業はやっています。

伊藤委員 福祉有償運送では、生活サポート事業の利用料金の設定はありますか。申請書に記載の距離制の金額のみで実施されているのでしょうか。利用者は全て同じ金額ということでしょうか。

事業者 生活サポートを利用される利用者さんは、950円を別で設定しています。

伊藤委員 距離料金をもらったうえで、さらに生活サポート事業に関する代金をもらっているということでしょうか。

事業者 全て生活サポートの金額に含まれています。

伊藤委員 950 円の記載は書類にないため、そうすると、生活サポートを使う人も使わない人も 1 キロあたり 50 円ということになりますが、生活サポート事業であっても送迎はしているということですか。

事業者 送迎しています。

伊藤委員 そうすると、申請書に 950 円の記載が必要になりますが、これまでに一度も指摘はありませんでしたか。

事業者 はい。

伊藤委員 生活サポートを使う場合と使わない場合の設定を必要に応じて他の事業者はしています。生活サポートを使う場合は時間制として、その対価を設定していただく必要があります。

事業者 はい。

○特定非営利活動法人 ともに生きる会 退室

町田会長 対価の部分について、改めて申請書を提出していただく必要があると思われ
ます。

伊藤委員 対価については、運営協議会で協議することが必要となります。

雪竹委員 次の協議会の日程はいつでしょうか。

事務局 5月上旬を予定しています。

伊藤委員 更新期限が切れてしまう。実際この事業者は対価をいくらでやっているの
でしょうか。

雪竹委員 950円ということをしていました。

上高原委員 実際にさいたま市に生活サポートで登録していただいている金額は950円と
なっています。

伊藤委員 950円の時間制を追記すればいいだけのことであって、他に何ら変更がない
ということであれば、ここでそのように協議をするというのはいかががで
しょうか。

雪竹委員 訂正後の申請書を後日提出していただければそれでよいのではと思いま
す。

町田会長 ただいま、訂正すべき対価の設定内容が生活サポート事業の基準の対価の
追記のみということであれば、対価の申請書を訂正したものを提出後、そ
れを事務局で確認のうえで更新を認めることについての協議を決するとい
うことでよろしいのでは、というご意見をいただいておりますが、いかが
でしょうか。

○異議なし

○特定非営利活動法人 ともに生きる会の申請について、条件付き全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ねこちぐら）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ねこちぐら 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

内田代理 履歴事項全部証明書について、日付が半年前となっていること、また、車
検証の有効期限が切れているものがあるため、県に更新登録申請書を提出

する際には新しいものを取り直して提出をお願いします。他の書類についても、期限のあるものについては、ご確認いただき、提出するようお願いいたします。

伊藤委員 法人の所有車両が12台と書類ではなっていますが、他の団体さんと比べると数が多い方であるため教えていただきたいと思います。普段はいろんなことにお使いになっている車なのか、それとも、もっぱらこの福祉有償運送に使用しているのか、稼働率について教えてください。もう一つ、対価の設定ですが、生活サポート事業を利用した場合の設定となっていますが、生活サポートを利用しない場合の設定はないのか、教えてください。

事業者 対価については生活サポートの利用料金となっています。

伊藤委員 生活サポートの時間が足りなくなっただけでもっと出かけたいたか、あるいは、障害者ではない方の利用はないということでしょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 車両の方はいかがでしょうか。

事業者 車両を福祉有償運送以外に使用しているかということによろしいでしょうか。

伊藤委員 車両数が多いため、維持するには他にも事業として使用しなければ難しいのではと考えますが、普段はどのように車を利用されているのでしょうか。

事業者 主に、自宅までの送迎に使用することが多いです。利用時間は重なることが多く、特に車いす車については現状も不足しています。車両が確保できないということ为了避免のため、多く所有しています。軽自動車しか運転できない運転者もあり、そのために軽自動車を所有しているということもあります。生活サポート事業だけでなく、他の事業でも使用しています。

藤宮代理 念のための確認ですが、自宅に帰るためにヘルパーさんが使うということはないという理解でよいでしょうか。

事業者 それはありません。

藤宮代理 乗って帰って、次の日朝が早いので、といったこともないですか。

事業者 出発時間が早いことはありますが、時間に合わせて出勤してから出ていくようにしています。ただし、持ち込み車両については運転者本人の車両で

あるため、乗って帰っています。

○特定非営利活動法人 ねこちぐら 退室

○特定非営利活動法人 ねこちぐらの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 愛風）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 愛風 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 高場委員 9時から18時と18時から9時の対価の設定が違い、一時間に換算した場合、1,570円と2,000円になりますが、この意図はなにかあるのでしょうか。
- 事業者 25%の割増で計算していますが、介護保険や障害福祉サービスも時間帯により25%割り増しとなりますので、それに準じて設定をさせていただいております。
- 伊藤委員 運転者の就任承諾書についてですが、乗務員として登録する方として記載されている方が、全員運転者と同じように見えます。運転者の方はセダン車両を運転する資格がないということなののでしょうか。
- 事業者 全員セダン型講習は受けております。
- 伊藤委員 乗務員を登録する場合には運転者がセダン型講習を受けていない場合等、セダン車両の運転資格がないときに、乗務することで運転を可能とするものであるため、この場合は記載していただく必要はありません。
- 事業者 わかりました。
- 内田代理 代表者の方が変わっていますが、本来は変更があってから30日以内に届け出が必要となります。申請がまだ出ておりませんので、更新登録申請と同じタイミングで構いませんので、県に提出してください。また、車検証の住所が変更されていないものがありますので、変更手続きを行っていただくようお願いいたします。保険関係の書類についても、書類を提出していただく段階では期限が切れているかと思っておりますので、有効な書類を提出していただきますようお願いいたします。
- 事業者 わかりました。

坂口委員 運行管理の責任者就任承諾書に記載の住所ですが、区の部分について記載漏れがあるため、訂正をお願いします。

事業者 はい。

上高原委員 生活サポート事業の登録をいただいていると思いますが、今回の料金設定には生活サポート事業の記載がありませんが、実際には生活サポートで車での移送サービスを行うということは今のところないということによろしいでしょうか。

事業者 利用されている方はいらっしゃいます。生活サポートの利用上限時間が超えた場合に、今回設定している対価を自己負担していただいております。

上高原委員 確認ですが、今のこの料金設定だと30分で940円ということだと思いますが、これは生活サポート事業以外ということでしょうか。

事業者 はい。

上高原委員 生活サポート事業は、本人負担が料金の3分の1で、市の負担が3分の2という事業です。例えば1時間の場合、上限だと2,850円ですが、本人がそのうち950円、市が1,900円という内訳になります。

事業者 生活サポート事業については950円で登録させていただいておりますが、事業は始めて間もないこともあり、しっかりと理解できていなかった部分があるかもしれません。

上高原委員 生活サポート事業は原則として本人負担が発生するものであり、本人負担額については福祉有償運送運営協議会において申請手続きをとったうえ、その対価を設定する必要があります。

伊藤委員 初乗りと加算があって、さらに30分940円が上乗せされるということではないですか。

事業者 そうではなく、初乗り10分以内であれば、520円をいただくという設定をしております。その後10分毎に210円を加算するものです。

伊藤委員 時間制の中で、生活サポート事業の場合と、生活サポート事業以外の場合の対価をそれぞれ申請書に記載する必要があると思います。

上高原委員 生活サポート事業の自己負担に当たる部分を、この対価の申請書に記載するようになります。

伊藤委員 利用者からいただく金額の部分を新たに設定していただくようになります。

す。

愛風さんとしては、初乗りプラス加算という料金体系が、本来基本であってその通りに計算しているし、生活サポート事業を使わないのであれば、そのままの金額で実施したいということですね。生活サポート事業の場合は、補助金の部分についてはここでは記載せず、利用者さんから受け取る金額を、生活サポートの対価として受け取りますというふうに記載していただくようになります。

事業者 はい。訂正させていただきたいと思います。

町田会長 改めて対価の設定を変更するという理解でよろしいですか。

事業者 はい。

事務局 生活サポート事業の場合であっても、待機料金等の運送の対価以外の対価は設定しますか。

伊藤委員 生活サポート事業であっても待機をすることはありますか。

事業者 生活サポートを利用の方で待機する場面はないです。

伊藤委員 生活サポート事業を利用した場合でも、迎車回送料金は発生するが、待機料金は発生しないという内容でよろしいでしょうか。

事業者 はい。

町田会長 今回を機に対価の設定を変更することになるということですのでよろしいですね。

事業者 はい。

○特定非営利活動法人 愛風 退室

町田会長 ただいまの事業者についても、対価については一件目の案件と同様の扱いとなろうかと思われま。対価の設定が生活サポート事業を踏まえてしっかりと整理されているという内容の確認がとれれば、更新申請についても協議が調うという扱いでよろしいでしょうか。

○異議なし

○特定非営利活動法人 愛風の申請について、条件付き全会一致で合意

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 みぬま福祉会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 みぬま福祉会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

雪竹委員 運送の対価のところですが、1時間以内で950円としていますが、30分以内であっても950円ということでしょうか。

事業者 生活サポート事業の登録を1時間あたり950円とさせていただいておりますので、そのようになります。

伊藤委員 旅客の名簿には70人以上に対して、運転者が3名、車が2台ということですが、実際にはどのような場面で移送されているのか、運転者や車両は足りているのか教えていただけますでしょうか。

事業者 登録者数は生活サポート事業を始めた平成18年からの積み上げになっております。特に私どもは改正という形をとっておりませんので、登録いただいて辞退がなければそのまま人数が増えていくということでございます。実際、送迎を希望されるお客様というのはそれほどないのが現状です。余暇活動や外出の支援というところでは同行しており、車でない支援が多く、現在の車両で事足りている状況でございます。

内田代理 書類の細かいところとなりますが、運行管理の体制等を記載した書類の事務所名を正しく記載してください。また、旅客の名簿の事業者名をみぬま福祉会と修正してください。

事業者 はい。

○社会福祉法人 みぬま福祉会 退室

○社会福祉法人 みぬま福祉会について、全会一致で合意

【要旨】

●対価の変更申請に係る協議について（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく）

○事務局より、変更申請の概要説明

町田会長 生活サポート事業が年間150時間を超えてしまった場合等、生活サポート事業以外の料金の設定をしておきたいということで、ご協議をお願いするものということになります。

伊藤委員 埼玉県さんにお聞きしたいのですが、本日、事業者は他の協議会と重なり欠席ということですが、他の協議会でも同じ対価の変更申請を提出されていると思いますが、各協議会の結果が異なり、地区によって違う対価設定になったことというのは実際にあるのでしょうか。

内田代理 私が知る限りではありません。

伊藤委員 こちらもあちらもダメとは言えず、なんのために協議をしているのかと思ってしまうのですが、どう判断すべきでしょうか。おかしいところがなければ了承するという主旨でしょうか。

内田代理 そのようになります。

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつくについて全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料6に基づき説明

その他

伊藤委員 一点、御提案させていただきたいことがあります。本日1団体目のともに生きる会ですが、前回いただいた輸送実績と今回の更新申請書を見比べると運転者の方が14人から2人になっています。大きな変化だと思います。おそらく供給力としてはかなり下がっていると思いますが、その部分について確認したかったのですが、後から気が付いたということがありました。可能であれば、更新協議の時は前回の更新から今までの間に大きな変化がな

かったかというようなことを事前に確認していただけると、必ずしも書類がなくとも気づくことができます。ニーズに対して供給力が大変落ちているというのは問題だと思います。そういう機会が一つでもあればなというふうに思いました。

町田会長 貴重なご意見をありがとうございます。今後の協議会運営にあたり、参考にさせていただきます。

以上